

## 労働者派遣事業における情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項、施行規則第18条の2により、事業所ごとの情報提供を行います。

### 【情報提供すべき事項】

1. 対象期間 令和元年5月1日～令和2年4月30日

2. 労使協定の締結

有

令和2年4月1日～令和3年3月31日

2. マージン率等

① 派遣労働者数	4名	
② 派遣先事業所数	3件	
③ マージン率	28.80%	
④ 1日(8時間)あたりの労働者派遣料金の平均額		34,971円
⑤ 1日(8時間)あたりの派遣労働者の平均賃金		24,804円

マージンに含まれる費用

- 社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等の会社負担分)
- 有給休暇費用(年次有給休暇取得にかかる賃金)
- 会社運営経費(健康診断費用、人材募集費用、教育訓練費用、就業管理費用、営業費用等)
- 営業利益(上記費用を差し引いた利益)

3. 教育訓練に関する事項

- 入社時研修
- 言語基礎研修
- 簿記研修 など

4. キャリアコンサルティングの相談窓口

総務部 TEL06-6243-7520

株式会社エムズコーポレーション  
総務部